

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和八年四月六日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取消年月日
小山 正武	小山正武政経懇話会	七、二二、一
鈴木 毅	鈴木毅後援会	七、二二、九
高橋 徳美	高橋のりみ後援会	七、二一、三〇
田中 康夫	横浜からニッポンを変える会	七、二二、一八